

平成19年4月26日

東京都児福審第一回専門部会・レジュメ

## —社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方—

(旭児童ホーム 伊達直利)

## 一、現状について

## 1、私見(なぜ、こうした状況になっているか)

(1)、戦後から続く「収容保護パラダイム」は、対象児童(当時は戦災孤児・浮浪児)を選別的に捉えた応急的な社会的養護システム。児童養護施設の第一義的な機能は措置業務に連なる「保護」。

戦後の一時期を除き、児童養護施設の定員充足率はほぼ横ばいで推移。施設は「保護機能」を果たしてきたが、「養育機能」は不十分(「理念と実体の乖離」問題)

(2)、「家庭・地域の養育機能の低下」は昭和50年代から指摘。この問題の改善方策と施設の「保護機能」が結びつかず、潜在化。昭和60年からは「少子化」に連動して、定員充足率も減少(施設にとっては「定員割れ問題」)。

(3)、平成に移ると「家庭・地域の養育機能の低下」は深刻化。全国児童養護施設協議会は『近未来像Ⅰ』(平成7年2月)で「ニーズとサービスのミスマッチ」を指摘。施設の単一的な「保護機能」を見直し、「家庭・地域の養育機能の低下」に対応した施設の「支援機能」を提起。

(4)、平成2年からはじまった「虐待相談処理件数」の公表は「児童虐待問題」増加の指数に。この「児童虐待問題」を切り口にして、「家庭・地域の養育機能の低下」は潜在化から顕在化へ。児童養護施設は満杯。全国児童養護施設協議会は『近未来像Ⅱ』(平成15年4月)を策定し、施設の「養育機能」の向上にむけて、個別化、小規模化、地域化など基盤の確保を提起。

## 2、「児童虐待問題」の取り組みに付随する現象(OECD諸国の先例から)

(1)、OECD諸国の「児童虐待問題」の取り組みは、20～30年前から

(2)、通報義務化はニーズの掘り起こし、要保護児童数の増加へ。最近のOECD諸国の要保護児童数は児童人口比で、わが国の数倍

(3)、要保護児童の多くは、「特別な支援を必要とする子ども」「処遇困難児童」。里親の衰退と不足を招く(複雑で困難な対応を強いられるため、辞退へ)

(4)、発見・介入への資源投入が増え、相対的にケアへの資源投入が不足。「分離」と「パーマネンシー」のいずれの方向でも問題が改善されず、最近では「同時進行計画(concurrent planning)」と「当事者参加型ブローチ」へ移行

## 二、視点①～視点③について

1、「処遇困難児童に適切かつ効果的に対応する施設のあり方を改めて検証すべき」

- (1)、現状は、児童相談所が措置にあたって「特別な支援を必要とする子ども」や「処遇困難児童」をアセスメントできている訳ではなく、入所後に施設で「被虐待児童」が発見される場合も少なくない。またこうしたケース特性よりも、家族等との交流を重視して実家庭に近い施設への入所が優先されることもある。こうしたことを踏まえると「専門機能強化型児童養護施設」の設置によって、必ずしもそこに「処遇困難児童」がマッチングされ、児童養護施設からそうしたケースが少なくなる、と期待できないのではないか。
- (2)、「専門機能強化型児童養護施設」という名称からすると、そこに求められているのは「保護機能」と「養育機能」と「治療機能」の集積という理解になる(誤解かもしれないが)。しかしわが国では、まだ社会的養護に求められる「high-skill option」の職員養成機関もない。そこに「high-skill option」のスタッフが配属できなければ、集積は逆効果となる可能性もある。現状では、既存児童養護施設の再構築をすすめる方向の中で、この「専門機能強化型」をその一つの専門ユニットとして組み込んでいくことが考えられるのではないだろうか。
- (3)、もちろん要保護児童には先天的な障害を抱えた子どもたちが含まれているので、こうした子どもたちに対応した専門施設の設置は必要である。しかしこの専門施設が措置施設として位置付けられるとすれば、現状は「二重措置の壁」によって、通所や短期の入所を利用できないという問題が起こってくる。

## 2、「処遇困難児童が増加している現状において、施設職員のスキルアップを図る取組みは効果的におこなわれているか」

- (1)、「ベテランの受け持ちが変わると、子どもが落ち着く」ことは、現場の経験的事実である。スキルアップの多くは経験を通して蓄積されるものであり、この在職期間の長さを確保することが困難になっている。
- (2)、長く続けられてきた「収容保護パラダイム」では、施設のケア職員を「保護機能」を果たす「low-skill option」として位置付けてきたのではないだろうか。これを「high-skill option」に切り替えていくには、相当な時間が必要となろう。
- (3)、ケアワーカーのスキルアップだけでなく、ソーシャルワーカー、セラピストなどとの多職種連携も重要な鍵である。社会的養護の課題は、なぜかケアワークだけに集中(押し付け)しすぎてしまうきらいがあるので、もっと施設全体の有機的な力量向上の視点からのアプローチが考えられてよい。

## 3、「子ども一人ひとりの状況を踏まえた個別的ケアが十分におこなわれているか」

- (1)、まず個別化、小規模化、地域化といった施設サービス展開の基盤が欠けている。これが整備されなければ個別的ケアは掛け声だけで終わってしまうと考えられる。
- (2)、施設を、「本園」と「分園」による棲み分けとして再構成することが望ましい。「本園」は「処遇困難児童」等への専門的ケアと支援機能、「分園」は家庭的養護を推進するための小規模化である。この点で、東京都の施設分園型グループホーム制度はきわめて有効な施策だと評価したい。

# 要保護児童／児童人口(18歳未満)

